

二輪車利用者向け

交通安全 e ラーニング



埼玉県警察本部 交通総務課

危険予測と回避

認知・判断・操作

交通事故の多くは、「気付いた時にはもう遅い」から起きています。
ですから、これから起きそうな危険を予測して、事故になる前に回避することが重要

運転の3要素

運転に必要な3要素

認知・判断・操作のうち、**認知ミス**
(気が付かなかった、見えなかった)
により発生する交通事故が多いと言われています。

いち早く危険を予測して、早く認知することが事故を起こさない運転のポイントとなります。



安全運転義務

1 安全運転義務は、法律で定められています

安全運転の義務 (道路交通法第70条に規定された義務の内容)

車両等の運転者は、当該車両等の**ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作**し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、**他人に危害を及ぼさないような速度と方法**で運転しなければならない。

安全操作の義務

安全確認の義務



運転に慣れてくると、運転中の緊張感が無くなり、注意力や安全運転に対する意識が低くなります。安全運転を意識した運転が必要です。

安全運転義務

2 安全運転義務違反に該当する行為 1～6

1 運転操作不適

ハンドルやブレーキの操作ミスなど

2 前方不注視

漫然運転・・・「ぼーっと」運転し、人や車の動き、信号などを見落とす
脇見運転・・・よそ見をしたり、車内で落としたものを拾うなどして運転に集中していない

3 動静不注視

周りの人や車の存在に気付きながらも、危険ではないと判断し注意しなかった

4 安全不確認

左右の安全確認が足りていなかった



安全運転義務

2

安全運転義務違反に該当する行為 1～6

5 安全速度違反

制限速度内で走行してはいたが、交差点や横断歩道、見通しの悪い所を徐行せず走行した

6 予測不適

相手がよけてくれると思ったなどの、思い込みなど

交通事故の多くは、この安全運転義務を守らなかったことが原因で発生しています。

安全操作と安全確認を励行し、**速度を落と**して運転することで、多くの交通事故を減らすことができます。



交差点事故

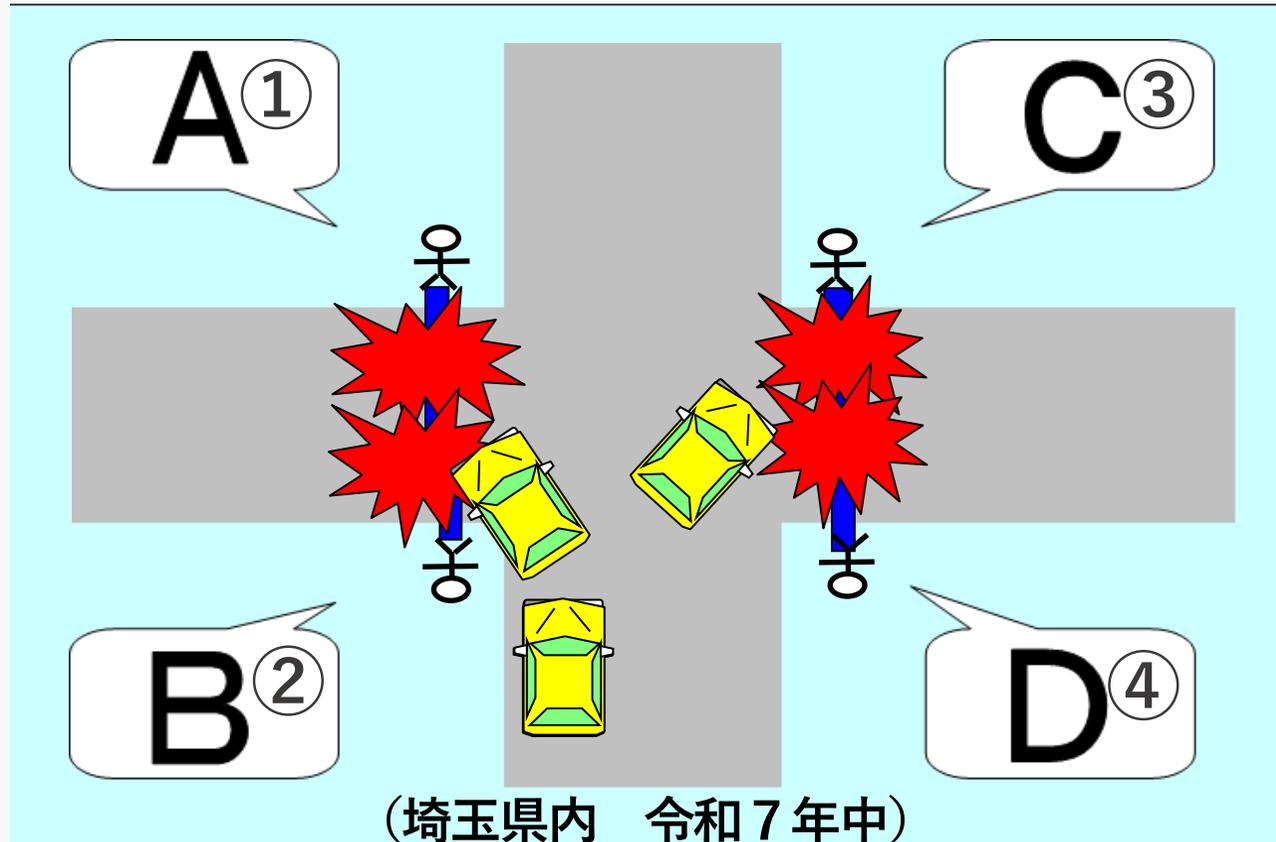
1

単路より交差点での事故が多い！
では、A～Dどのパターンの事故が多い？

交差点における車両（原付以上）と横断歩行者の人身事故

- ①左折車と
Aからの横断者
- ②左折車と
Bからの横断者
- ③右折車と
Cからの横断者
- ④右折車と
Dからの横断者

さあ、どのパターンの事故
が1番多いでしょうか？



交差点事故

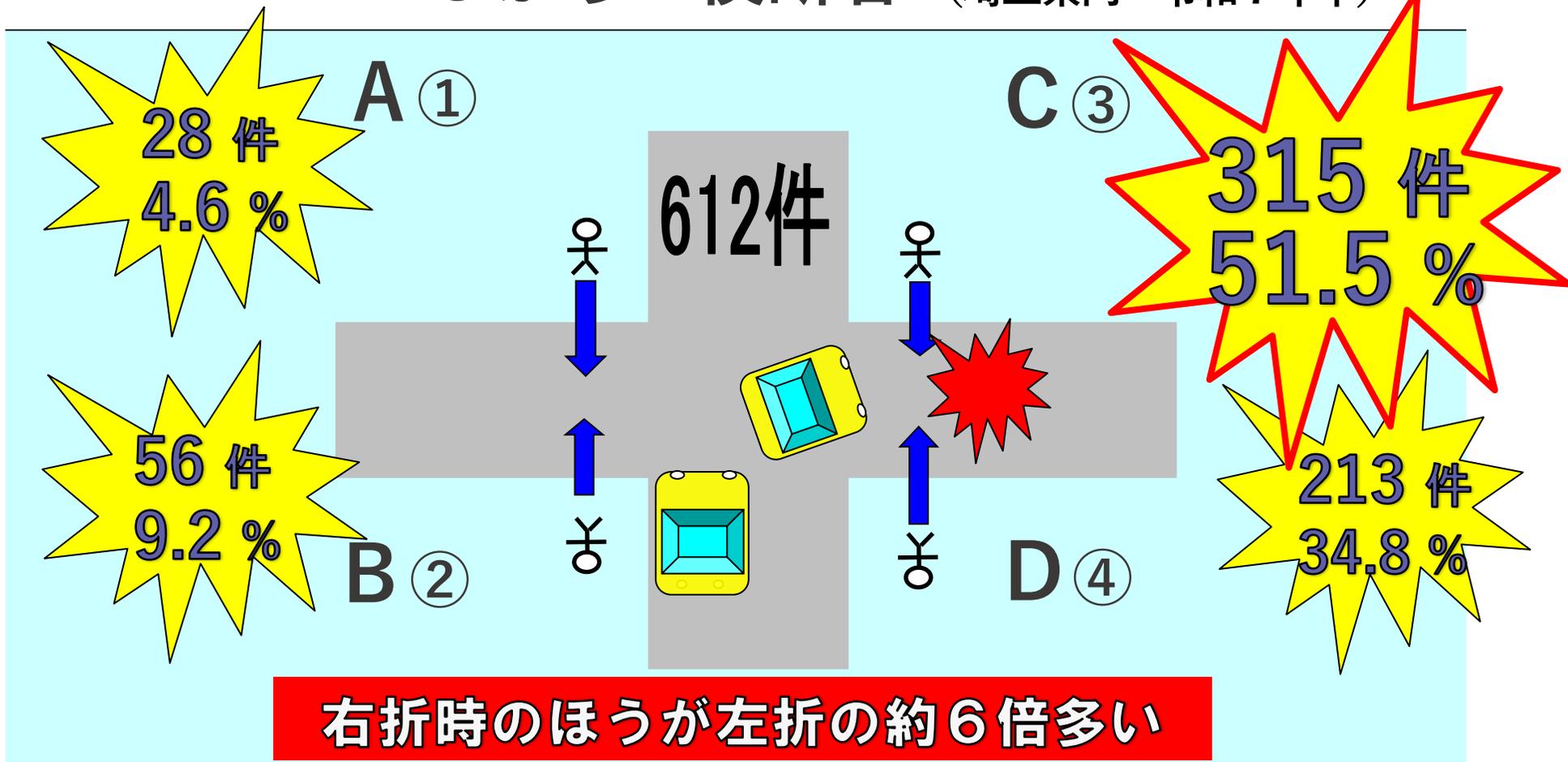
1

単路より交差点での事故が多い！
では、A～Dどのパターンの事故が多い？

正解は・・・③右折車と

Cからの横断者

(埼玉県内 令和7年中)



右折時の事故が多い原因は何ででしょうか。

交差点事故

右折時の事故が多い原因

■ 安全確認のポイントが多い

右折をする際に、確認するポイントとして

- ・ 手前や奥からの横断者
- ・ 車道や横断歩道から走行してくる自転車
- ・ 対向車両

などがあります。

■ 対向車の死角から車両が・・・

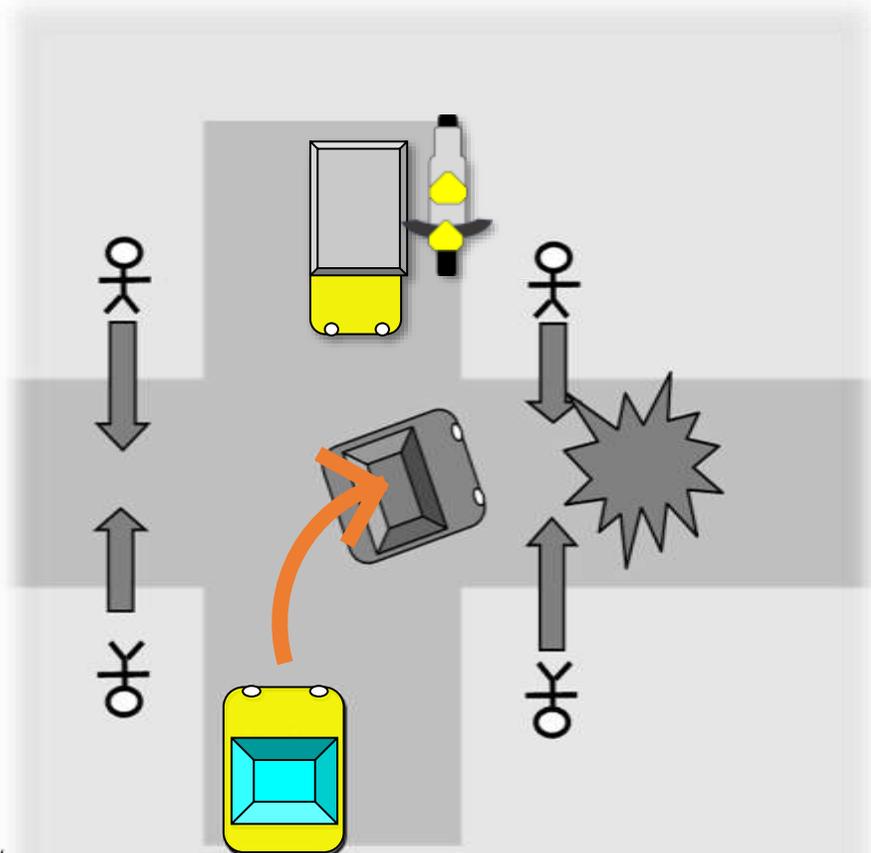
対向車の脇から走行してくる自転車やバイクに気を取られる。

■ サンキュー事故

対向車両が、「お先にどうぞ」と合図してくれたことで、早く右折しようという気持ちから安全確認が疎かになる など

1

単路より交差点での事故が多い！
では、A～Dどのパターンの事故が多い？



POINT

二輪車は、対向車両から「自分のことは見えていないかも」と危険を予測して速度を落としましょう。



歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

1 歩行者は「ハンドサイン」で横断意思表示

令和3年4月15日、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が改正され、**信号機のない道路での横断は、手を上げるなどして運転者に横断の意思を明確に伝える**ことが歩行者の心得として盛り込まれました。



■ 「横断歩道、渡ります。」をハンドサインで意思表示

信号機のない横断歩道を安全に渡るためには、運転者に「横断歩道を渡ります。」と意思表示をすることが大切です。手を上げる、手を差し出す、軽く手を振る等、**ハンドサインを出す**と**約8割の車両が停止した**という調査結果（※）

があります。（※令和3年 県警調査）

ハンドサインで安全に横断歩道を渡りましょう。



教則等の改正に伴い
実地調査を実施

歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道の歩行者優先」

1 歩行者は「ハンドサイン」で横断意思表示

横断歩道横断時の
安全行動イメージ
キャラクター 🖐️
ハンドサインの
サインちゃん



埼玉県警では、こちらのキャラクター 🖐️ を用いて、安全な横断歩道の渡り方と「横断意思表示」の大切さをお話しています。

こどもだけでなく、大人にも安全行動をお願いしています。

S しっかり
ハンドサインで意思表示



I いつでも
いつでも左右の安全確認



G じーっくり
渡っている間もじーっくり確認



N にっこり
停まってくれて「ありがとう」



歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

2 車両は「横断歩道は歩行者優先」

自転車や車などの車両を運転する皆さま

横断歩道は歩行者優先です。現に横断歩道やその付近での交通事故が多発しています。

横断歩道での車両の交通ルール (道路交通法第38条) を確認しましょう。



「KEEP 38
プロジェクト」
シンボルマーク

ルール
1

横断歩道に近づいたときは
停止できる速度に減速



横断歩道付近は、歩行者の飛び出し等に備える
必要があります。

ルール 1 「横断歩道に近づいたときは、
停止できる速度に減速」

横断歩道に近づくときは、横断歩道の直前（停止線の直前）で
停止できるような速度で進行しなくてはなりません。（道路交
通法第38条第1項前段）

ルール
2

横断歩行者等がいるときは
必ず一時停止



横断している歩行者や横断しようとしている
歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

ルール 2 「横断歩行者等がいるときは、
必ず一時停止」

横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者等がある
ときは、その横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等
の通行を妨げないようにしなければなりません。（道路交通法
第38条第1項後段）

歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

2 車両は「横断歩道は歩行者優先」

ルール
3 停止車両がいるときは
必ず一時停止

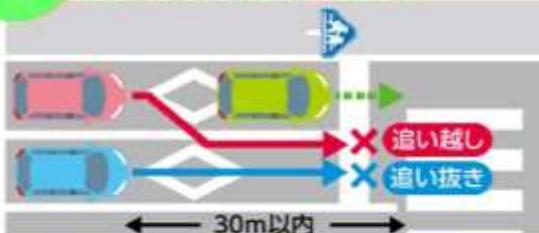


停止車両の手前の前方に出るときは、必ず一時停止をしてください。

ルール3 「停止車両がいるときは、 必ず一時停止」

横断歩道付近で停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。（道路交通法第38条第2項）

ルール
4 横断歩道手前の
追い抜き・追い越し禁止



横断歩道手前30m以内は、追い越しも追い抜きもしてはいけません。

ルール4 「横断歩道手前の 追い抜き・追い越しの禁止」

横断歩道手前30m以内は、追い越しも追い抜きもしてはいけません。（道路交通法第38条第3項）

企業の皆さま KEEP38プロジェクトモデル事業所募集

埼玉県警では、KEEP38(キープサンハチ)プロジェクトモデル事業所(バス、タクシー、トラックなど運輸事業所及び業務に車を使用する事業所等)を募集しています。このプロジェクトは、道路交通法第38条の交通ルールを正しく理解し、その遵守を表明して模範運転をすることにより、歩行者優先の機運を高め、安全運転の促進を図る取り組みです。詳しくは県警ホームページをご確認ください。



夜間の運転

1 早めのライトの点灯



自動車は、夜間、道路を通るときは、前照灯、車幅灯、番号灯及び尾灯を点灯しなければならないと定められています。

ライトをつけずに走行すると、歩行者や車などに自身の存在を気づいてもらえず、とても危険です。

また、ライトを早めに点灯して**自身の存在を認識させることで、事故防止にもつながります。**

【罰則】 5万円以下の罰金、過失同じ



参考 夜間以外の点灯義務等

車両等は、トンネルの中や濃霧の中などで、視界が50メートル（高速自動車国道では200メートル）以下の暗い場所を通行するときは、夜間同様、前照灯など特定の灯火の点灯義務と、前照灯の減光操作義務が生ずる。 【罰則】 5万円以下の罰金、過失同じ

夜間の運転

2 ハイビーム（走行用前照灯）の活用

道路状況に合わせ、ハイビーム（走行用前照灯）を有効活用することで、歩行者や自転車更には、路上寝こみなどを早期に発見することができ、交通事故を防ぐことができます。



ハイビーム 走行用前照灯

「ハイビーム」の正式名称です。ロービームに比べ照射範囲が広くなり約100メートル先まで照らすことが可能となります。先行車や対向車がない場合はハイビームで走行しましょう。



ロービーム すれ違い用前照灯

「ロービーム」の正式名称です。ハイビームに比べ照射範囲が狭いので、対向車や先行車がいる場合はロービームで走行しましょう。

高齢歩行者の行動に注意しましょう

道路横断中の交通事故が多く、特に高齢歩行者が多く亡くなっています。

① 車両直前直後の横断



渋滞している車の陰から、**歩行者や自転車**が飛び出してくると**いう危険を予測しながら、運転しましょう。**

横断歩道が近づいてきたときは、すぐ止まれるような速度に減速しましょう。

② 横断歩道外での横断



道路交通法では横断歩道が近くにある場合、「横断歩道を横断しなければならない」と定めていますが、**高齢者は反対側目的地の最短距離を渡りたいために、横断歩道を利用せず道路を渡ろうとすることがあります。**

高齡歩行者の行動に注意しましょう

3 斜め横断



斜め横断は道路交通法で禁止されていますが、**高齢者は道路の反対側に目的地がある場合、なるべく近くを渡ろうとする傾向があります。**

夜間に限らず、道路付近で高齢者を見かけたら「渡ってくる、かもしれない」と予測し、危険に備えましょう。

4 信号無視



高齢歩行者の中には、信号をよく確認せずに渡ってくる人もいるので「信号が青だから車両が優先！」という意識は、あまり強く持たないようにしましょう。

雨天時の運転

1 「急」のつく操作をしない！

濡れた路面は滑りやすく、タイヤも温まりにくいので、タイヤの性能を十分に発揮できない場合があります。急発進や急ブレーキをすると、スリップやタイヤがロックし転倒する危険が高まります。



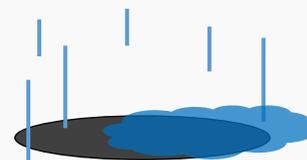
2 カーブではなるべくバイクを傾けない！！

路面が濡れているとバイクを傾けている最中に突然タイヤがグリップを失う危険性があります。曲がり角やカーブでは、なるべく車体を傾けないようにし、速度を落として慎重に曲がりましょう。



3 「マンホール」や「白線」に注意！！！！

金属製のマンホールや白線、道路標示などはブレーキをかけた時や曲がるときに滑りやすい箇所です。また、止まった際にも足を滑らせて転倒する危険もあるので注意しましょう。



妨害（あおり）運転

1 妨害運転（交通の危険のおそれ）



他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反（10種類の違反）行為であって、他の車両等に道路における交通の危険を生じるおそれのある方法によるものをした場合は妨害運転（交通の危険のおそれ）が適用される。

POINT

他の車両等にわざと危険や不安を与える運転

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

+

違反点数25点 → 免許取消し(欠格期間2年)

※1.2

2 妨害運転（著しい交通の危険）



上記1の罪を犯したことによって、他の車両等に重大な危険が起きかねないほど危険な運転をした場合は妨害運転（著しい交通の危険）が適用される。

POINT

妨害運転の中でも特に危険性が高いものが適用

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

+

違反点数35点 → 免許取消し(欠格期間3年)

※1.2

※1 前歴及びその他の累積点数が無い場合

※2 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再取得することができない期間

妨害（あおり）運転

3 妨害運転の対象となる10類型の違反



POINT

妨害（あおり）運転の被害に遭ったら・・・

①交通事故に遭わない安全な場所に避難 ②車外に出ない ③110番通報

※「ドライブレコーダー録画中」も有効です！！



ながら運転

スマートフォンや携帯電話使用中（ながらスマホ）の交通事故が多発したことから、罰則を強化するとともに、同違反に係る基礎点数及び反則金額が引き上げられた（R1.12.1～）

携帯電話使用等（保持）違反

6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

+

違反点数 3点

反則金

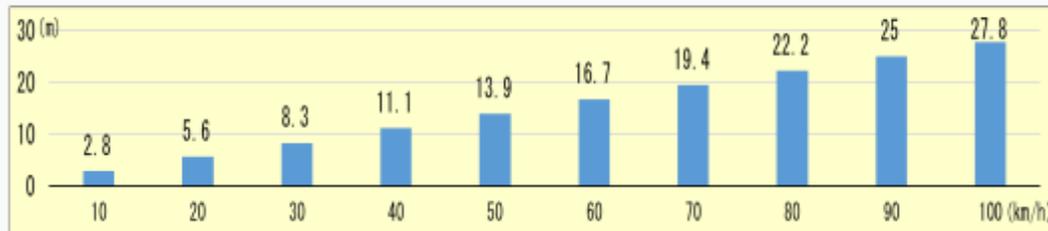
大型	25,000円
普通	18,000円
二輪	15,000円
原付	12,000円

携帯電話使用等（交通の危険）違反

1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

違反点数 6点

1秒間で車が進む距離



POINT

時速40kmで走っている車両は、1秒間に11.1mも進んでいる。スマートフォン等は鞆にしまい、運転に集中しましょう。



飲酒運転の根絶

飲酒運転すると、アルコールが全身にまわって脳の働きを麻痺させ、安全運転に必要な注意力や判断力等が低下する。

1 アルコールが運転に与える影響

■ 反応が遅れる

運動能力が低下するため、ハンドル操作やブレーキ操作が遅れる

■ 視力が落ちる

動体視力が落ち、視野が狭くなるため、信号機の変化や歩行者の発見が遅れる。

■ 居眠り運転

眠気が生じることで、平衡感覚が乱れて蛇行運転したり、前車に気づかずに追突する。

■ ルールを無視する

理性が失われ、運転に必要な判断力が低下し、スピードを出し過ぎたり、乱暴な運転になる。



飲酒に関する基礎知識

アルコール1単位（純アルコール20gを含む酒量）の分解には、個人差はありますが、男性で約4時間、女性で約5時間かかるといわれています。

1 単位のアルコールに相当する飲酒量

お酒の種類	ビール (ロング缶)	日本酒 (1合)	ウイスキー (ダブル60ml)	焼酎 (1合180ml)	ワイン (グラス2杯)	チューハイ (ショート缶)
アルコール度数	5%	15%	43%	25%	12%	7%
内容量	500ml	180ml	200ml	100ml	200ml	350ml

純アルコール量の計算式

酒の量(mg) × [アルコール度数(%) ÷ 100] × 0.8 (アルコールの比重) = 純アルコール量 (g)

例) ビール (5%) のロング缶 (500ml) 1本 $500 \times [5 \div 100] \times 0.8 = 20$ (g) = 1単位

POINT

午後10時にビール (5%) のロング缶 (500ml) を2本と、日本酒 (15%) 2合を飲み終えた場合、合計4単位となり、アルコールの分解に約16~20時間かかる。

飲酒運転の根絶

2 飲酒運転に関する罰則

危険運転致死傷罪（2条）

アルコールの影響で正常な運転が困難な状態で走行し、人を死傷させた者

死亡事故 1年以上の有期拘禁刑（上限有期拘禁刑20年）
負傷事故 15年以下の拘禁刑

違反点数45～62点

免許取消し(欠格期間5～8年)
※1.2

危険運転致死傷罪（3条）

アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で運転し、人を死傷させた場合

死亡事故 15年以下の拘禁刑
負傷事故 12年以下の拘禁刑

違反点数45～62点

免許取消し(欠格期間5～8年)
※1.2

過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪

アルコールの影響で正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で運転し、人身事故を起こした際、飲酒検知などの検査で発覚するのを免れようと、追い飲み、逃走行為などした者

12年以下の拘禁刑

違反点数45～62点

免許取消し(欠格期間5～8年)
※1.2

※1 前歴及びその他の累積点数が無い場合

※2 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再取得することができない期間

飲酒運転の根絶

2 飲酒運転に関する罰則

酒酔い運転

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

違反点数⁺35点

免許取消し(欠格期間3年)
※1.2

呼気検査を拒否・妨害した場合

3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

呼気1ℓ中のアルコール濃度
が0.25mg以上

違反点数25点

免許取消し
(欠格期間2年)
※1.2

呼気1ℓ中のアルコール濃度
が0.15mg以上0.25mg未満

違反点数13点

免許停止90日
※1

車両提供者

違反者が酒酔い運転の場合 →

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

違反者が酒気帯び運転の場合 →

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類提供者・同乗者

3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

※1 前歴及びその他の累積点数が無い場合

※2 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再取得することができない期間



飲酒運転は運転者だけでなく、周辺者にも重い罰則があります！！

飲酒運転の根絶

3 飲酒運転による法的・社会的制裁

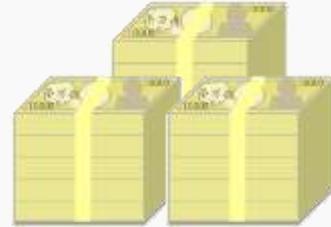
■ 刑事・行政処分

拘禁刑・罰金の刑事処分が科され、運転免許停止や取消しの行政処分を受ける



■ 損害賠償

交通事故を起こした場合には、相手に多額の損害賠償金を支払うことになる



■ 信頼の喪失

会社組織の社会的信用の失墜
会社から解雇されるなど、社会的地位を失うこともある



■ 家庭崩壊

多額の賠償金や失業のため、生活が困難となり、本人だけでなく家族までも非難されるなど、家族関係が悪化し、家庭が崩壊することもある



飲酒運転の根絶

4 飲酒運転をしない・させないために

■ 車両で酒席にいかないようにする

飲酒する可能性のある日は、自宅や職場などに車をおいていき、電車やタクシーなどの公共交通機関を利用しましょう

■ ハンドルキーパーを決める

車を運転し複数人で飲食店を訪れる際は、あらかじめ飲酒しない運転役「ハンドルキーパー」を決め、ハンドルキーパーになった者は絶対に飲酒せず（周りの人も絶対にお酒を進めない）、飲酒後は同席者を自宅等へ送り届けましょう

■ 運転代行を利用する

自宅近くに公共交通機関がなく、車で酒席に行かざるを得ない場合は、事前に運転代行を予約しておき、必ず自分の車の駐車場まで送り届けてもらいましょう

■ アルコールチェックをする

翌日運転する予定がある場合は、飲酒量を控えるなどの調整をし、翌日は運転前に必ずアルコールチェッカーで身体にアルコールが残っていないか確認しましょう。

アルコール依存症などで、自分だけでは解決できない人もいます。そのような場合は、必ず専門医療に相談しましょう。



交通事故に遭ったときの3つの行動



- 交通事故を起こした時、事故に巻き込まれた時は
次の3つを確実に実施してください 

1 怪我人の救護

必要に応じて、119番通報

2 安全な場所へ避難

二次被害を防止するため、安全な歩道に移動する等

3 警察へ通報

必ず110番通報。ケガがない場合や、相手が立ち去った場合にも必ず通報しなければなりません。通報を怠ると、当て逃げ事件やひき逃げ事件の被疑者になる場合があります。



交通事故を起こした時の責任

刑事上の責任



刑事責任とは、交通事故を起こした加害者が、犯罪を犯したとして拘禁刑、罰金刑などに処されること。

交通事故の加害者は、刑事裁判で有罪判決が確定すれば、刑罰を受けることとなります。

刑罰の内容、重さは、交通違反の態様、事故の結果（軽傷、重症、死亡等）、事故後の状況などに応じて裁判官が決めます。

道義的な責任



被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任がある。

民事上の責任



被害者に対する損害賠償の責任を負う。未成年の場合は保護者が責任を負うことになる。

被害者に賠償しなくてはならない損害とは、**治療費、通院交通費などの積極損害に加え、被害者が事故に遭わなければ得られたであろう収入を失ったことによる損害や、事故による精神的苦痛に対する慰謝料**も含まれます。

路上寝込み等の交通事故防止

1 路上寝込み等に注意しましょう

- 令和7年中に発生した歩行者が関係する交通事故において、違反別死傷者数のうち、**酩酊・徘徊・寝そべり等によるものは19件**
- そのうち酩酊・徘徊・寝そべり等が原因での**交通死亡事故数は3件**
- 路上寝込み等の事故の多くは夜間の繁華街や市道の住宅街で発生
- 夜間から朝方にかけて発生が増える



路上寝込み等の交通事故防止



ドライバーのみなさまへ
～路上寝込み等の事故を避けるために～



- 夜間から朝方にかけて道路を走る際は、「**酔って寝ている人がいるかもしれない**」と常に注意し、速度は控えめで運転しましょう。
- **ハイビームを有効に活用**し、路上寝込み等の道路上の危険をいち早く発見しましょう。
- もし寝込んでいる人を発見した場合は、ハザードランプを点け手前で停車し、速やかに**110番通報**をしてください。
警察官が到着するまで、可能な限りその場で待機をお願いします。

交通事故ゼロを目指して



埼玉県警察本部 交通総務課